

申告と納税

株式等の譲渡益の支払をする証券会社等が年間の損益を通算し、翌年の1月10日までに申告し、納めることになっています。

その他

県に納入された株式等の譲渡所得に係る県民税の $\frac{59.4}{100}$ が市町村に交付されます。

とちぎの元気な森づくり県民税

森林は、きれいな空気や水を育み、地球温暖化の防止にも貢献するなど様々な働きを持っています。しかし、現在森林の高齢化や境界等が不明な森林の増加などが課題となっています。

そこで県では、森林の若返りなどに取り組み、元気な森を次世代に引き継いでいくために、「とちぎの元気な森づくり県民税」を導入して県民の皆様にご負担いただいております。豊かな森林を守り育てるために、ご協力をお願いします。

納める人

県民税均等割の納税義務者と同じです。

- 個人……県内に住所、家屋敷等を有する個人（P10参照）
- 法人……県内に事務所等を有する法人（P12参照）

納める額

従前の県民税均等割に次の金額が加算されます。

- 個人……年額700円（課税期間は、平成20（2008）年度分から令和9（2027）年度分まで）
- 法人……従前の県民税均等割額の7%（課税期間は、平成20（2008）年4月1日から令和10（2028）年3月31日までの間に開始する各事業年度分）

納める方法

県民税均等割額に上記の金額を加算し、県民税の一部として納めていただきます。

- 個人
 - ・ 県民税が給与から差引きの方…1年分を6月から翌年5月までの12か月に分けて毎月の給与から差し引かせていただきます。
 - ・ 上記以外の方……お住まいになっている市や町からの納税通知書により納めていただきます。
- 法人
平成20（2008）年4月1日以後に開始する事業年度分から納めていただきます。

使いみち

納めていただいた税金で次の事業を行っていきます。

- 森林の若返りに向けた皆伐後の植栽・下刈り、獣害対策などへの支援
- 森林を適正に整備・管理していくための森林組合等による地籍調査の支援
- 身近な里山林の持続的な保全のための支援

とちぎの元気な森づくり県民税の導入の趣旨や使いみちについては、県環境森林政策課（TEL028-623-3302）にお問い合わせください。

とちぎの元気な森づくり県民税事業

検索